



津和野町

6月定例会

No. 11

平成20年

7/25

議会だより

発行 津和野町議会
〒699-5221
津和野町日原245番地1
津和野町役場第2庁舎
TEL 0856-74-0089
印刷 津和野印刷



「名勝地」亀井氏庭園

国の登録有形文化財になった建造物



下森家（左鏡）



藤井家（日原）



郷土館（森村）

平成20年度

第3回(6月)定例会開催される

会期 6月20日から6月24日まで5日間

報告、一般質問が行われ補正予算9件、条例案件12件等付議事件29件請願などの審議を行った。

平成二〇年度 一般会計補正予算 (第一号)

七、四六一万五千円を追加し

総額

六八億七、九〇二万四千円

〔歳入の主なもの〕

繰越金

五、一九五万四千円

〔歳出の主なもの〕

減債基金積立

一、六〇〇万円

財政調整基金積立

一、六〇〇万円

コミュニティ助成事業

五〇〇万円

議会費で議員報酬二七五万

二千円、議員共済負担金三三

万六千円が減額されました。

(5%カットによるもの)

コミュニティ助成事業は

青原地区、左籾地区の和太鼓、

神楽の助成交付金である。



○コミュニティ助成事業で太鼓が新調されることになった「青原太鼓クラブ」

特別会計補正予算 国民健康保険特別会計 (第一号)

五、六四六万四千円を追加し

総額

一一億六、三〇四万八千円

〔歳入の主なもの〕

繰越金

五、六四六万四千円

〔歳出の主なもの〕

財政調整基金積立

二、九九九万九千円

老人保健特別会計 (第二号)

一一五万三千円を追加し

総額

一億九、三七二万九千円

〔歳入の主なもの〕

医療費負担金

一一五万三千円

〔歳出の主なもの〕

償還金

一一五万三千円

介護保険特別会計 (第一号)

三、二〇五万八千円を追加し

総額

一一億一、七九四万二千円

〔歳入の主なもの〕

繰越金

二、八六九万六千円

〔歳出の主なもの〕

介護給付費準備基金積立

一、五九九万九千円

下水道事業特別会計

(第一号)

歳入財源の振り替え

一般会計繰入金

△一〇三万八千円

前年度繰越金 一〇三万八千円

農業集落排水事業特別会計

(第一号)

歳入財源の振り替え

一般会計繰入金

△七万三千元

前年度繰越金 七万三千元

奨学基金特別会計

(第一号)

一四二万九千円を追加し

総額 一、六八一万三千元

電気通信事業特別会計

(第一号)

一七六万二千円を追加し

総額

一億一三四万七千円

病院事業会計

(第一号)

病院施設利用料が一、八九〇万円に決定した為、医業外収益を増額補正した。

工事請負契約

○津和野地区消防センター建設について、

落札者 堀建設(株)

工事費 九、二一九万円

(外溝・電気設備工事を除く)

である。

全員賛成にて可決



津和野地区消防センター 外観イメージ図

平成十九年度

一般会計繰越明許費

土木費―道路橋梁費繰越額

四、七三三万円

○町道笹ヶ谷線改良工事

○町道牧ヶ野線改良工事

○町道丸山小坂線改良工事

の三件である。工事はいずれも四月末日をもって完成。

○町税条例の一部改正の主なもの

専決処分

○町税条例の一部改正の主なもの

(一) 個人住民税における寄付金税制の拡充

「ふるさと納税」といわれるもので、条例により指定した寄付金を控除の対象に追加し、上限額を引き上げ、適用下限税率を五千元に引き下げる。

(二) 前納報奨金制度の廃止

合併協議時の合意事項で、給与所得者の不公平感等を考慮したものである。

(三) 住宅税制

省エネ改修及び長期優良住宅(二〇〇〇年住宅)の固定資産税等の減額措置を創設。

○手数料条例の一部改正

戸籍法の改正による文言の変更、証明等の作成には本人と証明するものが必要となった。

○平成二〇年度老人保健特別会計補正

一、七一〇万円追加。総額一億九、二五七万円。十九年度の赤字分を繰上充用するもの。

○平成二〇年度簡易水道事業特別会計補正

四、一六六万円追加。総額を四億五、〇二七万円。累積赤字分を十九年度に繰上充用するもの。昨年より五四一万円減少している。

全員賛成にて可決

一般質問

小中学校の耐震化を急いで!



竹内 志津子

後期高齢者医療制度について

問 高齢者を医療の面で差別するこの制度は廃止すべきである。町長の見解を伺う。

答 あまりにも問題の多い制度であるので、党利党略に走らず、真に国民の理解が得られる制度はどうかあるべきか、真摯に論議されることが肝要。

男女共同参画推進条例策定について

問 策定の準備はどの程度進んでいるか。審議委員の選定や、担当課での組織的な取り組みはどうなっているか。

答 住民と共同で策定された他の自治体の事例を参考に、今年度中の「男女共同参画計画」策定を目指し、策定委員の選定を進めている。役場内にも男女共同参画行政推進のための推進会議を設置し、職員の意識啓発、施策の充実を図っていききたい。

省エネルギーアクションプラン

問 報告書が二月に出されたがその後の取り組みは。

答 「出前講座」で積極的にア

ピールする。循環型社会のあり方についての調査研究に着手している。「津和野町環境パートナーシップ会議(仮称)」を本年度中に設立し普及啓発、人や組織の連携強化を図り事業推進を図りたい。

小中学校の耐震化について

問 耐震診断が実施された学校があるのか。学校は児童生徒の学習の場であるが、災害時の住民の避難所でもある。今後の整備計画は。

答 耐震化優先度調査は実施済。二次診断の耐震度調査は一箇所五、六百万円、耐震化工事が必要な場合は数千円から一億円以上の費用が予想される。平成二十三年度までは町財政が非常に厳しい状況にあり、耐震化はなかなか進められないのが現実。国の補助制度の見直し如何では対応も可能になるうかと考へる。

公民館制度について(省略)

日原小学校体育館は欠陥工事ではないか



沖田 守

問 平成十八年三月完成の、日小体育館は、完成後数ヶ月にして、体育器具等の保管倉庫に、地下水が湧き出て水が溜まるという状況が判明した。欠陥工事といわざるを得ない、以下について質問する。

- 一、町はいつ確認し、これまでどのような対処してきたか。
- 二、設計、施工業者及び発注時の町長以下責任者等からの、経過説明は受けているか。
- 三、工事段階で少なくとも、水が湧き出てきたと考えられるが、行程会議に提案され、必要な処置がなされなかったのか。
- 四、結論的に、責任はどこにあるか、瑕疵を求めめるのか。
- 五、いつまでに修復工事を完成させるか。

答 平成十八年十二月に確認した。その時点では数日後に水が引いたので、当面経過を観察することにした。

それぞれの関係者には、事業計画段階から工事期間中の状況等について、随時聞き取り調

査を実施した。

工程会議は、町と関係業者で九回開催している。浸水に関する議題は、平成十七年十一月の工程会議で、地盤改良や基礎コンクリート打設工程に伴う地下水の流れが変わり発生したと考えられる、処理対策について協議した。この対策は平成十八年度繰越し事業の一部として、体育館南側の校庭に暗渠配水管工事を実施した。一定の成果を挙げている。

工事に対する管理は工事管理者であり、竣工検査もしているが問題があるとは聞いていない。契約上の瑕疵条項の適用は困難である。しかし今回の建設現場は以前から湧き水の多い場所、設計見通しが甘かったと考へる。早急に結論を出し、工事をする。

「情報は町民のもの」



道 信 俊 昭

情報公開と説明責任

問 日本国憲法の「国民主権」から解釈すると「町民が政治権力の源で、役場は町民が作ったものであり、全ての決定権は町民が持つ。」といえる。

答 町の最高権力者である町民が、町で起こる様々な問題を解決するためには役場は判断の材料となる情報を町民に与えなければならぬ。つまり「町民は知る権利」を持っており、行政の持つ情報を公開してもらう権利、説明を受ける権利を持つている。

問 実にタイムシグよく、町は「町づくり出前講座」を始めると広報した。内容は「住民の要請があれば、町の持つ情報を住民のもとに出向いて説明する」である。

答 ところが、この精神に逆行する事例が発生していた。町は本年二月七日に、これまでの委託者から「津和野町子育て支援センター」（津和野町民センター・ラウンジ）契約の辞退を受け取っ

ていた。しかし、このことは三月二五日まで利用者には全く告げられていなかった。その場所が閉鎖される予定まで二週間しかなかった。

問 全情報を全町民に説明するのが理想だが現実には不可能である。町長の説明責任の線引きの基準を問う。

答 出前講座で苦情・要望が出た時はどのように対処するか。また、「町民サイドに立った情報公開・説明責任」の具体例を示して欲しい。

問 町政の内容についての町民への情報公開、提供については、当然のこと、説明していくべきと考える。

答 苦情・要望については、その場で答えられないことは持ち帰り後日お返しする。この繰り返しで「真に、住民サイド」に立った行政につながる。

ふるさと納税について



藤 井 貴 久 男

問 この制度を使つての寄付の申し出があつたかどうか。あれば、その金額。また、今年度の予定金額はいくらか。

答 三名の方から問い合わせがあり、説明をしているところである。二名の方には、資料等を送付した。

問 また、二名の方から寄付の申し出があり、金額は二〇万円であることを受け付けた。予定金額については、予想が難しい。

問 本町の住民がふるさと納税制度を使つて他の県、市町村に寄付したかどうかは、寄付先の団体から通知するシステムがあるのか。ないとすれば、次年度の確定申告があつて初めて、わかるのかどうか。

答 今のところは、そのシステムはない。

問 ご指摘のとおり、すべてがわかるのは、次年度の確定申告があつて分かることになる。

問 この制度に対して、本町はどのような対策や方策をとつて

いるのか。

答 この制度については、全国的に少しずつ浸透してきている。ふるさと納税のPRについては、町のホームページへまず掲載し、チラシを作成しこれまで、各県人会（広島・島根県人会、旧東京つわの会、関西つわの会）で、説明、チラシの配布を行つていく。

問 本町の現在のホームページの掲載法はわかりにくい。掲載方法に改善を加えるべきだ。

答 よりわかりやすい方法に改善していく。

問 この制度はふるさとを限定していない等、改正する点があると思うがどうか。

答 制度が始まったばかりであるので、どの様になるのかかわらないが、改正すべきところがあれば、そのような運動もしなければならぬ。

老後の人生に光りを!



村上英喜

旧国民宿舎施設の後利用について

問 旧国民宿舎の施設を利用して、巡礼健康リハビリ札所事業の事業方針と計画について、夢のみずうみ舎の藤原理事長より、具体的な説明があったが、この事業について、町長としてどう捉えているか、またその後、事業の進展はあったのか。

答 大変結構な事業であるので、是非実現していただきたいと考えている。その為に町として対応していく、内部でプロジェクト的検討会を持ち、取り組んでいる。国民宿舎の改造や体験施設整備などハード事業に対する支援の可能性について、中・四国農政局に構想内容を説明し相談をしている。

実現可能な支援制度を検討するとともに、関係機関に働きかけ地元調整などの必要な支援を考えている。

後期高齢者医療制度について

問 今国会で、一番議論になっているこの制度が四月にスタートしたが、町内ではトラブルや

問題はなかったか。

答 また、特別徴収対象者(六十五歳から七十五歳以下)の年金からの徴収について、充分な説明をしたのか、トラブルなどはなかったか。

問 四月の制度導入時には、制度の説明不足や被保険者証の分かりづらさ等が原因で、問い合わせの電話や被保険者証の再発行が起き、その場で対応してご理解を頂いた。

特別徴収については、現在本町では三九九名の方が該当になります。周知としては、二月の広報「国民健康保険だより」に掲載したほか、国民健康保険中央会発行の新聞折り込み等で通知した。特別徴収と口座振替と「重納付にならないか、等の質問があったが、大きなトラブルはなかった。

その他質問

交通体制について

地域防災計画の平素からの住民周知を



下森博之

防災計画の周知について

問 本年四月に津和野町地域防災計画が策定され、避難所等も定められているが、住民を交えての場所の再確認と共に案内表示板の設置等を通して、普段からの周知徹底を図るべきと考える。また同時に、計画の内容も広く町民に周知を図るべきと考えるが。

答 新しく始まったまちづくり出前講座のメニューの一つに計画の説明を設けているので活用してまいりたい。

また、自主防災組織を作る取り組みも自治会から要望が出ており、七月には研修会を開催予定である。避難所等の再確認については組織が編成される中で行っていく予定である。更には、本年ハザードマップを作成する過程でも見直しをする。案内表示板の設置については、予算をみながら実行してまいりたい。

企業誘致について

問 県では、経済の活性化を重要課題として産業振興に積極的に取り組んでおられる。企業誘致についても、その経歴から経済界に絶大な影響力を持つと思われる知事自身が精力的にトップセールスをされており、わが町もこうした動きと連携して、道の駅隣接地の活用も考慮し、企業誘致に取り組むべきではないか。

答 地域の活力が落ち込む中で産業振興は本町の重要な課題であり、企業誘致についても大きな柱と位置づけて、鳥根県地域産業活性化協議会に参加し、県と共に企業立地に向けた活動を展開している。

また、益田市の石見臨空フェアクトリーパーク企業誘致促進協議会を鳥根県、益田市、吉賀町と共に組織し、工場誘致することで、雇用確保、定住対策について推進をしているところである。

力強いリーダーシップを発揮せよ

地域医療体制の今後について



青木 克弥

本町は、公設化した厚生連病院を指定管理制度に基づき管理運営している。この病院が地域医療の中核となす以上行政の果たすべき役割は、これまでに増して重大であり、総合的なリーダーシップが要求される。

問 平成二十一年度以降の指定管理者については、新たな医療法人の立ち上げ等も考慮の上、検討されていると思うがどうか。

答 現在の経営改善の状況等と精査した上で、専門家の意見を聞きながら、九月までには新しい体制を決める方向で検討している。

問 病院事業を実施することによる今年度の特別交付税と来年度の普通交付税の額はいくらか。また、交付税は、今後の経営や、医師確保のための経費にも使われるべきと考ええるかどうか。

答 特別交付税は、約九千七百万円、普通交付税は、約四

八百万円を予定している。

使途は企業債の償還金と減価償却費が主なものだが、その他は充分検討の上、有効に活用したい。

問 今後は、在宅医療や予防医療への取り組みが急がれるがその体制についての検討状況はどうか。

答 地域連携室を町内の医療介護、福祉の提供施設を取りまとめる在宅ケアネットワークの拠点として整備していく。また、津和野共存病院を町内の健康管理センターに位置づけて、在宅医療へき地医療の支援をする。

問 今後は地域住民への周知を図ることが重要と考えるかどうか。

答 津和野町病院等地域医療基本構想を策定中であり、答申が得られた時点で、住民への周知徹底を図るつもり。

学校の耐震化は進むのか

学校の耐震化について



原 秀

問 公立小中学校の耐震化を大きく前進するための地震防災対策特別措置法改正により、国の補助率引き上げで、自治体負担を二割にするものであるが、当町は、この機会に取り組むことが安心、安全な町づくりと思うが何う。

答 今年度より三ヶ年間の期限付きで地震防災対策特別措置法が施行されております。この措置法では、五ヶ年計画が必要であると共に、二次診断の結果でIS値が0.3未満であることが条件で、この制度を利用する場合には、まず二次診断を実施し、工事を行う場合には起債を発行しなければなりません。制度的には有利であるが、当町の場合現計画以外の起債の発行が平成二十三年までは困難な状況で、今後、更に補助制度が見直された場合には対応可能になることもあろうかと考えている。

「個人情報保護に、関する基本方針」改正に伴う取り組みについて

問 新たな基本方針には、過剰反応を防ぐ対策が盛り込まれているが、職員に対する教育・研修・住民等へ広報活動等の取り組みは？

答 個人情報に関して、保護の立場から、次第に厳しく法で規制され、研修等で職員は敏感になっている。災害時の緊急連絡については、町個人情報保護条例（利用及び提供の制限）第九条実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報当該実施機関の内部において利用し、または実施機関以外のものに提供してはならない。ただし本人の同意があるとき。法令等の規定に基づくととき。個人の生命・身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。以上のことから緊急時の対応については、行っていくと考えている。

『時代を生き抜く力』 急がれる学校再編計画!!



板垣 敬司

学校再編基本計画の策定について

問 少子化がすすみ小中学校の統廃合は教育効果、町財政の視点からも早急に方向性を見直すことが緊要だと考える。

答 計画策定に対する国や県からの指導助言はない。学力については応用力が若干不足している。文章を正しく理解する上から読書の必要性が指摘されている。学校での朝読書や幼児期からの本に親しむ習慣づけが大切である。

財政上の事情については通常の維持管理費の上からは存続する方が有利である。ただ町内の学校施設は老朽化が著しく改修を要する。統廃合は避けて通れない事情にある。

問 町内では学校存続の上から山村留学制度や小規模入学特別認可制度等の取り組みや要望が出されている。現時点どのように考えるか。

答 学校は集団生活の中で社会性や協調性を養うことも大きな目的である。

チャレンジデーについて

問 健康増進や地域活性化をすすめる上でチャレンジデーは有益と思われる。実施にむけた検討はできないか。

答 旧津和野町では平成十年から合併時まで実施してきた。住民への周知や集計作業など町が大きくなつて困難なことも考えられる。関係団体や町民の皆さんのご意見をお聞きしながら検討していきたい。

チャレンジデーとは、

毎年五月の最終水曜日に世界中で実施されている住民参加型のスポーツイベント。人口がほぼ同じ自治体同士で午前〇時から午後九時までの間に十五分以上継続して運動やスポーツを行った住民の参加率(%)を競うユニークなルール。

分収(公社・町行)造林の契約年数の行くえは!



青木 登志男

農林行政について

問 農業担い手支援センターが農家の意向調査を行い現状と課題 一、担い手不足の解消、集落営農組織の支援 二、水稲

偏重からの脱却、町振興作物の選定と実証、耕作放棄地の解消 三、鳥獣被害対策の推進などが報告されている。今後は急激な人口減少と少子高齢化で、さらには集落崩壊など、ただ農林行政の問題ではなく、行政全体の危機的な状況である。私の自論である課の連携で農林と健康福祉が連携して野菜や花、加工品など生産販売の納入集荷支援システムを作ることで(例・農業セラピー)元気な老人が働く場ができるなど「生産する福祉」が可能な環境づくりが今後の農業農村の町づくりになる。認定農業者や生産法人も重要であるが、人口の半分は高齢者であり、老人パワーはりっぱな担い手であると思うが今後の推進計画を伺う。

答 行政全体において横断的な連携を図り情報を共有し、対策を講じ事業を実施する。

分収(公社・町行)造林について

問 林業経営者が木材価格の低迷により引き続き厳しい状況にあるが、分収造林の契約時では四十年後に期待を持って契約したと思う。契約期間の変更を行うと聞くが、内容は、また件数と面積を伺う。

答 公社は森林法の改正により造林地は六十年にならないと伐採ができない状況に変わり、この度八十年以上を基本とした期間変更の契約をお願いするものである。一方町行は今年度より公社同様の方法でご理解ご協力をお願いしたい。公社が八十五件で、〇七六・六ha、町行が二四九件で七五二・八haとなる。

そのほか畜産農家について、消防行政について、携帯電話の受信困難地域の解消について質問を行った。

機関区の再現を望む!



河田 隆 資

経済の活性化について

問 農業経済の活性化に農業担い手支援センターの役割が重要である。モデルとなる事業を企画し実施すべきと考える。

答 農家意向調査結果を踏まえ、担い手不足の解消・水稲偏重からの脱却・鳥獣被害対策の三点を重点的に取り組む。その他、組織の育成・認定農業者のフォローアップ・新規就農者の確保に努め、地域に出かけて活動する。

問 商業経済の活性化を考えてみるに、なんらかの手を打っていかないと衰退がより速く進むと考えられる。機関区の再現と、S.Lの取得を実現し、参加型の観光スポットを造って活性化を図るつもりはないか。

答 史跡・施設見学型観光から参加型観光への転換が、重要課題であることは、指摘の通りである。提言のあったS.Lやその関連施設の利用も当町にとつては、重要なアイテムである。参考にした。

病院問題について

問 住民の安心を支えるのに、どこまでの覚悟をしているのか。

答 町は病院開設者として地域医療を守る義務があり、交付税措置がされる中で、医療に對して一定の負担はしなければならぬと考えている。これは、町民からの要望に應えるものであり、救急へき地医療・予防医療など効率性の上がらない医療について、公的援助を検討する必要があると考えている。

その他質問
●子育て支援センターのその後について



条例の改正

○津和野町国民健康保険条例の一部改正について
国の法律改定に伴う改正
賛成多数で可決

○津和野町病院等事業の設置及び管理に関する条例の廃止について
平成20年3月に公設化した、津和野共存病院、日原診療所、老健施設、訪問看護ステーション、医師住宅等の一括管理を廃止するもの。

○津和野町病院等事業利用料及び手数料条例の廃止について
平成20年3月に公設化した施設の利用料、手数料条例を廃止するもの。

○津和野町病院等事業設置及び管理に関する条例の制定について
津和野共存病院に関するもの。

○津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の制定について
日原診療所に関するもの。

○津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の制定について
老健施設(せせらぎ)に関するもの。

○津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の制定について

位置を滝元二六八番二に変更し設置するもの。



「訪問看護ステーションに生まれかわった医師住宅」とスタッフの皆さん

○津和野町病院事業利用料及び手数料条例の制定について
津和野共存病院に関するもの。

○津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の二部改正について
医師住宅の一部を訪問看護ステーションに変更する一部改正。

○津和野病院等地域医療基本構想策定委員会 設置される
全員賛成で可決

○津和野病院等地域医療基本構想策定委員会 設置される
町長の諮問機関で、津和野病院等(共存病院、日原診療所及び老健施設)の再整備のための基本構想を、機能や規模、運営方法等の面につき検討する。町内医療介護福祉関係者、益田保健所長、医療コンサルタント、議会文教民生委員長、副町長等で構成されており、9月には最終的にまとめが行われる予定である。

○津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の制定について

総務常任委員会 調査中間報告書

●町有財産の内、遊休施設、遊休土地について
小川駐在所跡地については早い時期に売却する事が望ましい。

●日原中学校旧寄宿舎については、住宅密集地にあり問題が発生する前に解体を含めて整理することが必要である。



日原中学校旧寄宿舎

●町営住宅について

建設後五〇年近く経過している住宅がかなりある。古い一戸建てについては売却を含め、また集合住宅については建替等検討する必要がある。清水団地、山根団地については、個人の土地もあり、借地料を払っている。その借地の中を町道が通っており、今後の問題となる可能性もある。きちんとした整理が必要である。
入居のない法心庵住宅については解体し更地にする必要がある。



「法心庵住宅」いつまで放置？

請願

小規模校入学特別認可制度の導入について

【請願趣旨】

通学区域の特例として畑迫小学校に校区外からの入学及び転入学を認めてほしい。

【請願者】

畑迫小学校保護者代表

岩本 都

【紹介議員】

青木登志男

文教民生常任委員会へ付託した。

後期高齢者医療制度「中止・撤回」の意見書採択を求める請願

【請願趣旨】

高齢者差別として問題の多い制度の「中止・撤回」を求める意見書の採択と関係機関への提出をいただきたい。

【請願者】

松江市大勝町四四二一六

島根県社会保障推進協議会

会長 池淵 栄助

【紹介議員】

沖田 守 中岡 誠

竹内志津子

可否同数となり、議長採決で不採択とした。

人事

○津和野町教育委員に、財間至宏氏（後田）が任命される（伊藤龍一郎氏の後任）。
○人権擁護委員に宅野勉氏（長野）が推薦される。

議会日誌

4月21日 ベルリン歓迎レセプション

4月15日 全員協議会

5月13日 全員協議会

5月22日 総務常任委員会

5月30日 総務常任委員会

6月9日 総務常任委員会

6月12日 全員協議会

6月16日 議会運営委員会

編集委員

板垣 敬司 中岡 誠

沖田 守 齊藤 和巳

滝元 三郎 村上 義一